

「UC ポイント（にこにこプレゼント）」規約

第1条（本規約）

1. 本規約は、会員規約を承認のうえ、クレジットカード発行会社（以下「カード発行者」という。）に入会を申込み、カード発行者により発行されたクレジットカード（以下「本カード」という。）により商品の購入またはサービスの提供を受けるショッピングサービスを利用した場合に、そのショッピングサービス利用料金（以下「ショッピングサービス利用料金」という。）に応じて、カード発行者が会員に対して付与する「UC ポイント（にこにこプレゼント）」の内容およびその特典（以下総称して「本サービス」という。）を会員が受けるための条件等を定めたものです。
2. 本サービスは、会員規約を承認のうえ、カード発行者より本カード（ただし、ホームページまたはサービスガイド等でカード発行者が本サービスの対象となることを通知・公表しているものに限り、）の貸与を受けた個人カードの本人会員および家族会員、ならびに法人カードの代表者会員（以下「法人会員」という。）およびカード使用者、コーポレート会員（以下総称して「会員」という。）を対象とします。

第2条（定義）

本規約で使用する用語の定義は、本規約において特に定めのない場合は会員規約上の定義によるものとします。なお、カード発行者が第三者と提携して発行する提携カードに付帯する独自のポイント制度等、この規約と別の定めがあるプログラムは、その定めるところによります。

第3条（UC ポイントの内容）

1. 家族会員（個人カードの場合）のショッピングサービス利用料金については、本人会員のショッピングサービス利用料金と合算のうえ、本人会員にポイントを付与します。また、カード使用者（法人カードの場合）のショッピングサービス利用料金については、法人会員にポイントを付与します。なお、コーポレート会員については、各カード番号ごとにポイントを付与します。
2. ポイント付与の対象となるショッピングサービス利用料金には、カード年会費、提携先年会費、キャッシングサービス利用料金・利息・手数料、リボルビング払いおよび分割払い手数料、遅延損害金、本カードの再発行等に関する手数料、一部のショッピングサービス利用料金等は含まれません。

第4条（ポイントの付与）

1. 会員が支払い方式として1回払いまたはボーナス一括払いを指定した場合、ショッピングサービス利用料金の支払いとして、約定支払い日に支払うべき約定支払い金額

(1,000 円未満切捨) に対して、1,000 円につき 1 ポイントを約定支払い日に、前条 1 項の区分にしたがい、本人会員、法人会員、ならびにコーポレート会員（以下総称して「本会員」という。）に付与します。

2. 会員が支払い方式として 2 回払いを指定した場合、ショッピングサービス利用代金の支払いとして、各約定支払い日に支払うべき各約定支払い金額（1,000 円未満切捨）に対して、1,000 円につき 1 ポイントを各約定支払い日に本会員に付与します。
3. 会員が支払い方式としてリボルビング払いまたは分割払いを指定した場合およびリボルビング払いまたは分割払いに変更した場合、ショッピングサービス利用代金（手数料額を除いた元金額とし、1,000 円未満切捨）に対して、1,000 円につき 1 ポイントを当該ショッピングサービス利用代金にかかる支払いが開始される最初の約定支払い日に本会員に付与します。
4. 前 3 項により付与したポイントを、基本ポイントといいます。なお、カード発行者またはカード発行者が提携する第三者もしくは加盟店が実施するサービスやキャンペーンにより、基本ポイントとは別に所定のボーナスポイントを付与することがあります。
5. 会員がショッピングサービス利用代金を取消した場合等、ポイント付与後にショッピングサービス利用代金に増減が生じた場合には、これに応じてポイント数も増減するものとします。
6. 本会員が約定支払い日にカード発行者に対する約定支払い金額の支払いを怠った場合、カード発行者は一旦付与したポイントを取り消すことがあります。
7. 利用加盟店からの売上票到着時期によるカード発行者の本会員に対するショッピングサービス利用代金の請求月のずれにより、ポイント付与月にずれが生じる場合や本規約に定めるポイント優遇制度の対象外になる場合があります。

第 5 条（ポイント数の確認）

1. 本会員へ付与したポイント数およびポイント数の残高（商品等と交換した場合はその残ポイント数）は、カード発行者が指定する方法で確認できるものとします。
2. ショッピングサービス利用代金の締切日（以下「締切日」という。）以降にポイント数の増減があった場合は、前項と同様の方法により確認できるものとします。

第 6 条（ポイントの獲得期間および有効期限）

1. ポイントの獲得期間および有効期限は、以下のとおりとします。

ポイントの獲得期間	N 年 10 月約定支払い分～N+1 年 9 月約定支払い分 (N 年 8 月 11 日利用分～N+1 年 8 月 10 日利用分)
上記期間に獲得したポイントの有効期限	N+2 年 9 月 30 日

2. 有効期限が経過したポイントは、理由のいかんを問わず失効し、商品等との交換、有

効期限の復元はできないものとします。

第7条（ポイントの譲渡禁止）

本会員は、自己に付与されたポイントにかかる権利を第三者に譲渡等できないものとします。

第8条（商品等との交換）

1. 会員は、カード発行者から付与されたポイントをユーシーカード株式会社（以下「UC」という。）等が提供する商品、サービス（以下総称して「商品等」という。）とカード発行者が指定する方法で交換（以下「ポイント交換」という。）することができます。なお、ポイントを現金と交換することはできません。
2. 会員は、ポイントと商品等の交換をカード発行者所定の方法によりカード発行者に申込むものとします。なお、交換の申込みをカード発行者が受付けた後の取消し、希望商品等の変更、返品、送付先の変更はできません。
3. 交換した商品等を送付する場合の送付先は、会員の日本国内の届出住所またはご利用明細書送付先等とします。なお、会員の届出住所等に誤りがある等の理由により商品等が送付できなかった場合、カード発行者は一切の責任を負わず、また再送付する義務を負いません。
4. カード発行者は本条第2項の申込みを受付けた時点で、商品等の交換に必要なポイント数をポイント残高より減じるものとします。なお、ポイントの減算は、有効期限内かつ付与月の古いポイントより減算するものとします。
5. UC等の都合により会員が指定した商品等の提供ができない場合、会員はUC等の提供可能な他の商品等を指定するかまたはポイント交換を取りやめるものとします。なお、ポイント交換を取りやめた場合にカード発行者が既にポイント数を減算している場合の当該減算ポイント数の本会員に対する返還は、カード発行者所定の時期、方法によるものとします。
6. 会員は、ポイント交換の際に個人カード、法人カード、コーポレートカード、およびカード発行会社が異なるカードの場合、ポイントを合算してのポイント交換はできないものとします。

第9条（交換後の取扱い）

1. 商品等発送後は、原則、運送会社の保管期限以内に商品等をお受取りいただくものとします。ただし、長期不在、転居先不明等の理由により、6ヶ月を経過しても受取りがなされなかった場合、当該商品等はUC等にて廃棄処理を行い、再送付はしないものとします。なお、当該商品等と交換したことにより既に減算されたポイントは返還いたしません。

2. 前項に関わらず、賞味期限や消費期限のある商品、その他の期限または期日のある商品等について、会員により受取りがなされなかった場合、当該期限または期日の翌日以降に、UC 等にて廃棄処理を行い、再送付はしないものとします。なお、当該商品等と交換したことにより既に減算されたポイントは返還いたしません。

第 10 条（交換商品等の利用に関する責任）

交換商品等の利用に関して生じた事故、商品等の破損等については、商品等の製造元または提供先と会員との間で解決するものとし、カード発行者および UC 等は一切の責任を負いません。

第 11 条（商品等および交換ポイント数の変更）

カード発行者は会員への事前予告なく、いつでも商品等およびそのポイント数を変更することができるものとします。この場合、第 13 条の規定を適用します。

第 12 条（権利喪失および利用停止）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会員は保有するポイントならびに商品等との交換および合算に関する一切の資格を喪失するものとします。
 - (1) 退会、カードの有効期限満了、会員資格の取消し等本カードの会員資格を喪失した場合
 - (2) 死亡した場合
2. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、カード発行者は、会員が保有するポイントならびに商品等との交換および合算に関する資格を何ら通知することなく、喪失させまたは停止することができます。
 - (1) 会員がカード発行者に対する債務（本カードに限られない）の履行を怠った場合
 - (2) 会員が会員規約またはこの規約に違反した場合
 - (3) 不正な方法によるポイントの付与、交換、または合算が行われたとカード発行者が判断した場合
 - (4) 前号のほか、会員の本サービスの利用状況または本サービスを受けるためのカード利用状況が不適切または社会通念に照らし容認できない等により、カード発行者との信頼関係が維持できなくなった場合
 - (5) その他前各号に準じる行為が行われたとカード発行者が判断した場合

第 13 条（重要事項の変更）

1. カード発行者は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期をホームページ (<https://www2.uccard.co.jp/>) において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本規約を変更すること

ができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、カード発行者は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページの掲載等を行うものとします。

(1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

(2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2. カード発行者は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をホームページ (<https://www2.uccard.co.jp/>) において告知する方法又は本会員に通知する方法その他カード発行者所定の方法により本会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。
3. カード発行者はいつでも本サービスの一部または全部を変更、中止または廃止できます。

第14条 (情報の利用)

会員は、カード発行者および UC 等が、本会員の氏名、住所、電話番号、会員番号、ポイント数等の情報を必要な保護措置を講じたうえで、ポイントの交換、合算、商品等提供の手配等に関する事務処理のために利用することに同意するものとします。

第15条 (システム対応に伴う制限)

カード発行者は、会員への事前の通知または会員の承諾なく、本サービス提供に供するシステムの不具合発生やメンテナンスのために本サービスの提供を中断または内容を変更する場合があります。これによって会員に生じた損害については、カード発行者および UC 等は一切の責任を負いません。

第16条 (免責事項)

1. カード発行者の責任によらない、通信機器等の障害または回線障害等により、本サービスの取扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害についてカード発行者および UC 等は一切の責任を負いません。
2. ポイント数に関するデータが災害その他やむを得ない事情によって消失した場合、または当該データに異常が生じた場合には、カード発行者は、当該時点において取りうる合理的な措置を講じます。それにも関わらずデータの復元または異常の解消がされなかった場合、そのために生じた損害については、カード発行者および UC 等は一切の責任を負いません。

2020年6月5日改定